



[撮影：小林正和氏]

新しい年を適度の緊張で

弁護士 松浦基之

忙しい日々でも、一週間の終わりにには流石にほっとする。特に、頭が痛い弁護士会の委員会を終えて事務所に戻った金曜日の夕方は、明日は土曜日だと思つと、こわばった肩が緩んで、気持ち



が和む。
それにしても一日、一日がなんと速いことか。地球の自転の速度は一定の筈だから、時間の速さも一定だとは思つが、その速度は少しずつ速くなっているように感じる。最近、むしろ、一定なのは速度ではなく、加速度ではないかとすら思える。現実の経過時間をX軸に、感覚的経過時間をY軸に取ってグラフを書けば、右上がりの拋物線になりそうだ。

しかしそれは人間の感覚であつて、現実には時計は一定の速度で正確に時を刻んでいるのだらう。

忙しいという字は、立心偏に亡と書くので、心が失われる状態であるとか。言われてみれば、宜なるかな。あまりに忙しいと、作業はついおろそかになる。しかし多少の忙しさは作業に緊張を与え、能率をよくするので、適度の忙しさは、むしろ、ほしい。忙しいと、この重要性和緊急度にしたがつて、必死に手順を考え、作業の密度が濃くなって、生き生きとした時間を過ごすこととなる。元気だから忙しいと言えが、忙しいから元気である、ともいえそうだ。

新しい年が始まった。心を失うことなく、適度の緊張をもって、心身両面で健康を維持し、課題を抱える方々の要請に、適切迅速にこえる事務所であり続けたい。

今年もよろしくお願ひ申し上げます。

映画人の勇気

弁護士 岩田 整



日本のイルカ漁を批判的に取り上げた映画「ザ・コーヴ」の一般公開をめぐって、各種メディアで賛否両論の議論が活発になされたことを記憶の方も多いと思います。私は、当事務所の先輩である近藤博徳弁護士とともに、「ザ・コーヴ」を配給する側の代理人として本件に関わりましたので、紙面を借りて、個人的な感想をつぶやくことにします。

「ザ・コーヴ」は、イルカ漁に反対する立場から一方的に作られたものである。「盗撮」など用いられた製作手法に問題がある、などと批判されます。こうした批判は、ドキュメンタリー映画のあり方などに興味深い問題を提起するものかも知れませんが、映画の一般公開を許さないとする理由になりうることは、到底考えられません。表現の内容に不満があるからといって、その発表自体を妨げてもよいとなると、憲法で保障された表現の自由が脅かされることにもなりかねないからです。

さて、映画の一般公開にとって最も大きな障害となったのは、自称「市民団体」による抗議・妨害活動でした。彼らは、配給会社の営業所や上映予定映画館前の路上で、拡声器を用いて大声でなぐりたてる街頭宣伝を行い、「コーヴ」の公開中止を執拗に要求しました。彼らの街頭宣伝は繰り返され、エスカレートし、早朝から配給会社や映画館代表者の自宅に押しかけるまでに至りました。彼らの行為は、会社の持つ営業の自由や代表者個人の持つ人格権を「実力」を以て侵害するものであって、到底許されるはずがありません。一方、実

Lawyers column



先日、東京都葛飾区にある新葛飾病院で病院見学をさせていただき、清水陽一院長と豊田郁子さんからお話をうかがいました。

豊田さんは、医療事故により5歳の息子さんをご亡くされた方で、医療事故被害者として多くの講演や活動を行う一方、新葛飾病院の医療安全対策室・患者支援室でセーフティー・マネージャーをつとめています。清水院長が医療安全対策室などを開設する際、医療事故被害者の視点を入れたいとお誘いしたそうです。

この日のテーマは「うそをつかない医療」。清水院長からは、ミスをがあれば謝罪する、ないなら何度でも説明する、不明なら第三者に委ねるといふ病院の基本姿勢のほか、患者が病院を訴える理由の99%は病院の不誠実さに対する怒りであること、最初からクレームを

うそをつかない医療

弁護士 濱野泰嘉

この事件で、私は、法的手続を用いて理不尽な実力行使を阻止できたことに一応は満足しています。一方で、恐怖に晒され続けた依頼者にとっては、結果を得るまでの時間が長く、法的手続の迅速性が即効性が不十分に感じられたはずで、依頼者に勇気と覚悟がないと当然の権利を守ることも覚束ないということを感じさせられました。

つけるつもりで病院に来る患者はおらず、クレーマーなどは病院が作り出していることなど、ご自身ががん患者で抗がん剤治療中とは思えないほど、力強く、心に響くお話をさせていただきました。

また、豊田さんからは、息子さんの医療事故のことやセーフティー・マネージャーの仕事についてお話いただいた後、医療事故が起きたとき、患者や家族の一番の願いは何が起きたか知りたいこと、それを弁護士は忘れないで欲しいとのメッセージをいただきました。

私も、弁護士登録以来、薬害肝炎訴訟などの弁護団事件のほか、患者側で医療事件に取り組んできましたが、その相談では、「何があったのか、本当のことを知りたい」という声を多く耳にしてきました。当然のことです。これからも、依頼者のそのような思いを受け止め、依頼者とともに歩んでいこう。医療事件のみならず、自分の仕事に対する姿勢を見つめ直す上で、とても有意義な時間でした。

外国人研修・技能実習制度の闇

弁護士 安孫子理良



日本にある、奴隷制を国連が注視している。こんな現実を知っていますか？

二〇〇八年六月六日、中国人の技能実習生・蔣曉東さんが死亡しました。蔣さんは、茨城県潮来市のメッキ加工会社で働いていましたが、同社の寮で深夜午前四時頃、つめき声を挙げ、意識不明となり亡くなりました。死因は急性心機能不全でした。死亡後、蔣さんの遺品から発見された〇七年一月のタイムカードから、その一カ月間の時間外労働時間が一八〇時間以上ることが判明しました。また友人の話から、来日一年目には月一〇〇時間程度、二年目以降は月一五〇時間程度の時間外労働をしていたことがわかりました。

蔣さんの件で、私を含む弁護士有志は「外国人技能実習生過労死労災事件弁護士団」を結成し、中国に住む遺族からの依頼で労災申請を行いました。労災申請前に行った証拠保全手続において、会社からは、残業時間が短く、休日の多いタイムカードが提出されました。これについて、鹿島労基署は、会社関係者が蔣さん死亡後、実際の労働時間の記載されたタイムカードを破棄した疑いがあるとして、会社及び会社社長を書類送検としました。そして〇九年七月、鹿嶋労基署は、技能実習生としては初めて、蔣曉東さんについて過労死として労災認定をする方針を決めました。

この蔣さんの例は氷山の一角に過ぎません。国際研修協力機構(J-TOCO)によると、外国人研修・技能実習生のうち、〇八年は二四四人(脳・心

臓疾患は二六人、〇九年は二七人(脳・心臓疾患は九人)が死亡しました。各死亡者の事故状況を見ると、蔣さんに類似する例が複数あります。外国人研修・技能実習制度は、「日本の技術を途上国に移転する」という美名を理念に掲げていますが、外国人がこの制度下で、安価な労働力として搾取されている実態があります。移住者の人権に関する国連の特別報告者ホルヘ・フスタマンテ氏も、〇九年三月の訪日調査終了時に、「研修・技能実習制度は、往々にして研修生・技能実習生の心身の健康、身体的尊厳、表現・移動の自由な

どの権利侵害となるような条件の下、搾取的で安価な労働力を供給し、奴隷的状态にまで発展している場合さえある」とコメントしました。〇九年七月から、この制度は、一年目から労働諸法令の保護を与える制度に改正されました。しかし、新制度下での人権侵害事例もすでに報告され、改善の兆しはありません。この年末年始には蔣さんの妻が来日し、労災支給決定を受ける予定です。今年も、蔣さんの事件で民事訴訟も提起する予定です。外国人技能実習制度の動向を、国内でも注視していただけたら幸いです。

調停委員をやっています。

弁護士 井堀 哲



ところで弁護士業務では味わえない調停委員の醍醐味(しんどういところ)は、当事者の思いの丈をダイレクトに受け止めて、これを公正中立に調整しなければならぬ点である。弁護士の調停委員に割り当てられるのは遺産分割事案なので、親族間の感情が特に激しく衝突する場面が多い。憔悴して帰宅し「家事調停は予想外にしんどい」と漏らすと、「え？当然でしょ。家族間の争いなんだから」と妻。

Lawyers essay

二〇一〇年四月より東京家庭裁判所(立川支部)の家事調停委員になった。ご存知のように、調停とは離婚や相続等の紛争を裁判所の関与のもと、話し合いで解決する制度である。その話し合いを仲介するのが、調停委員の役割である。調停委員就任を周囲に吹聴すると「えー？やめてくれよ」「マジ？何でお前が？」「お手柔らかに」等と心外なリアクションに見舞われる。全国の調停委員の名譽のために弁明すると、調停委員が個人的な感情でどちらかに肩入れすることはないし、私は皆さんが想像されているより遙かに親身になって両当事者の主張を伺っている(つも

なるほど)。「他人ならまだしも、血のつながっている者同士なのに」といつてわかってくれぬのか」という気持ち。割り切れない思い。それが家事調停の核心かもしれない。

「ティー・パーティー」



弁護士 近藤博徳

昨年読んだ本の中で、とても印象に残ったものの一つが「アメリカ 自由の物語」(岩波書店)でした。米国にとって「自由」は非常に重要な概念であるにも関わらず、その建国から現代に至るまで「自由」の定義は常に変遷し、今も変わりつつある、ということを感じた。膨大な史実を挙げて、論じた本でした。ちょうどそのころ、アメリカの中間選挙で、保守系の共和党候補者を支持する「ティー・パーティー」の活動が注目されていて、「アメリカの新しい保守の動き」と評する×



弁護士 榎本信行

裁判員裁判が始まって、死刑制度が大きな問題になっている。東京港区の耳かき店員ら殺害事件で、昨年一月死刑が求刑されたが、無期懲役の判決になった。この事件の裁判員は、「夢にまで証拠が出てきた。寝る前、シャワーを浴びて目をつむったときも考えてしまった」といった。死刑について一般

死刑制度

区にありましたが、この本によれば、「ティー・パーティー」の思想は、むしろアメリカにおける最も古い「自由」の考え方に立っていることがよく分かります。大英帝国の植民地に対する重税に抵抗し、個人の経済的自立を重視するアメリカ建国時の自由の精神を旗印とした「ティー・パーティー」が、オバマ大統領の医療保険制度改革が争点となった選挙で大きな影響力を持ったのは当然だったかもしれません。それにしても、日本ではそれなしでは考えられない医療保険制度を「自由」の名において拒否するなんて、やはり日本と米国では考え方の違いというのは大きいものです。表層的な出来事を見て判断をすることの危うさを改めて感じました。

Lawyers column

の人がこれだけ考えられているというの、裁判員制度になってからである。また、法務大臣が死刑場を公開したのも、一般の人が死刑を考えるきっかけになった。死刑については、私は以前から疑問を持っている。死刑は、要するに国家による殺人である。被害者の立場になると死刑にしたいと考えるのも当然だと思いが、被害者の立場だけで死刑を考えるのもおかしい気がする。しかし、自分が被害者になった時どんな気になるか自信もない。いずれにしろ、死刑についてもっと国民の間で議論が必要だと思つ。



事務局 ちよつとひまわり

育児休暇の末、仕事に復帰しました。息子はありとあらゆる病気になり、急に仕事を休まざるをえず悩むことの連続です。そんなときに息子さんどう、大丈夫と聞いて下さる事務所の皆様のおたかい言葉に救われています。四〇度の熱の息子を抱っこしてバスに乗ると病気の子ども知らず(知ってか?)かわいいな、と声をかけて下さる名も知らぬ街の人々。たくさんの方々に支えられて、今日も暮らしています。(保)

編集後記

この数年、毎年のように身内が病気・けがなどで入院しています。しかし、医療の進歩によりカテーテル手術がどんどん取り入れられ、本当に短期間の入院で済むようになりました。本人らは早く自宅に戻れると言々としていましたが、病人・けが人であることに変わりはなく、退院してからの周囲の負担は同じです。今年は、皆元気で暮らせますように。(藤)

ホームページはこちらです。
<http://www.tokyotaiju.com/>



事務所案内図

地下鉄丸ノ内線
「新宿御苑前」
2番出口
(大木戸門方面)
徒歩 2分